

税のお知らせ

軽自動車税の納期限は5月31日です。

軽自動車税は、コンビニエンスストアでも納付できます。

次のコンビニエンスストアで営業時間内に、いつでも納付することができます。

軽自動車税納税通知書は5月上旬に送付します。

●取り扱いコンビニエンスストアチェーン

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、コソストア、エブリワン

※他の取り扱い店舗については、納税通知書裏面に記載しています。

※取り扱いきれない店舗や手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

●納付期限

5月31日(月)

■問い合わせ

税務課(内線117)

軽自動車税の減免申請は早めに済ませましょう。

〈減免対象〉

1. 障がい者の通学、通院、通所または仕事のために使用する車で、次に該当するもの。
ただし、普通車も含めて1台に限りませう。

① 身体障害者手帳をお持ちの人で、歩くことが困難な人が所有する車

② 身体障害者手帳をお持ちの人と生計の同じ人が所有する車

③ 障害者手帳をお持ちの人のみの世帯を常時介護する人が運転する車

2. 構造が障がい者用の車
〈持参品〉

① 軽自動車税納税通知書

② 身体障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

③ 運転免許証 ④ 車検証 ⑤ 印かん

⑥ その他(状況により必要な書類があります)
申請期限を過ぎると減免できません。なお、障がいの程度には制限があります。

平成22年度より、内蔵機能の障害として「肝臓機能障害」が身体障害者福祉法に基づき、新たに認定され減免の対象になりました。

手帳の等級によつては、減免が受けられない場合があります。

※普通自動車の減免手続きは、県央振興局税務部で受け付けています。

●申請期限

5月24日(月)

■問い合わせ

税務課(内線117)

自動車税の納期限は5月31日です。

自動車税の納付書は5月上旬に送付されます。お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで忘れずに納めませう。

●納付期限

5月31日(月)

■問い合わせ

県央振興局税務部 ☎0508

入っていますか? 自賠責保険

自動車はもちろんバイク、原付自転車(原付)の所有者は、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険(共済))への加入が義務づけられています。

未加入者の運行は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金、さらに違反点数は6点で、即免許停止処分となります。自賠責保険の期限がきれていないか、また未加入でないかご確認ください。

加入手続きは市内の車両販売店などで取り扱っています。

■問い合わせ

税務課(内線117)

